

遠隔監視要件チェックリスト

国土交通省 航空局
令和6年1月

1. 遠隔監視システムの機能要件

チェックリストへの記載案

	番号	チェックリスト内容	判定根拠(着眼点など)	備考
モニター	1	レベル4自動運転車両に取り付けられた装置から送信された映像等を即時に受信することができるものであること。 受信内容は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> 当該自動運転車両の進行方向及び必要に応じて周囲状況および交通の状況 当該自動運転車両の車内の状況に係る鮮明な映像(パスタ型のみ) 当該自動運転車両の位置情報 	鮮明な映像を常時かつ即時に「受信」することが求められているのであって、当該映像及び音声は常時ディスプレイ等に表示し、スピーカー等から発生させる必要はない。 車内の状況に係る鮮明な映像はトーントラクターは除く。 また、各受信内容をその他のシステムで取得しており、遠隔監視システムと連携している場合には遠隔監視システム以外で取得することを認める。	
	2	レベル4自動運行主任者が上記の映像及び位置情報を視覚により認識するための機器を有するものであること。	ディスプレイのほか、スクリーンにプロジェクターを通じて映像を映し出すもの等	
	3	映像若しくは位置情報の送受信を正常に行うことができないこととなった場合には、直ちに、レベル4自動運行主任者にその旨を通知するものであること。	映像若しくは位置情報の送受信を「正常に行うことができないこととなった場合」とは、これらの送受信が途切れた場合のほか、送受信に著しい遅延が認められた場合や、映像の鮮明さが低下した場合も含まれる。なお、当該正常な送受信についても、レベル4自動運行主任者が当該送受信に係る映像若しくは位置情報に基づき、同者が実施しなければならない措置を適切に行うことができる程度のものであることが必要であることから、どの程度の遅延等が発生した場合に通知されるのかを具体的に明示されていること。	
	4	映像及び位置情報、並びに上記の通知に係る情報を記録するものであること。	当該要件により記録しなければならないのは、当該遠隔監視装置が送受信した情報であって、レベル4自動運転車両側に備えられたカメラ等の機器が送受信した情報ではないことに留意すること。なお、当該記録については、法令上その保存期間は定められていないものの、レベル4自動運行主任者がこれらの映像等を認知した上でその業務を行うことができているか否かを事後的に確認する必要があることから、適切な期間保存を行うよう指導すること。	
スピーカー	5	レベル4自動運転車両の周囲の全方向の道路及び交通の状況並びに当該レベル4自動運転車両の車内の状況に係る明瞭な音声を常時かつ即時に受信することができるものであること。		
	6	レベル4自動運行主任者が上記の音声を聴覚により認識するための機器を有するものであること	(例)スピーカー、イヤホン等	
	7	音声の送受信を正常に行うことができないこととなった場合には、直ちに、レベル4自動運行主任者にその旨を通知するものであること。	音声の送受信を「正常に行うことができないこととなった場合」とは、これらの送受信が途切れた場合のほか、送受信に著しい遅延が認められた場合や、音声の明瞭さが低下した場合も含まれる。なお、当該正常な送受信についても、レベル4自動運行主任者が当該送受信に係る音声に基づき、同者が実施しなければならない措置を適切に行うことができる程度のものであることから、どの程度の遅延等が発生した場合に通知されるのかを具体的に明示すること。	
	8	音声並びに上記の通知に係る情報を記録するものであること。	当該要件により記録しなければならないのは、当該遠隔監視装置が送受信した情報であって、レベル4自動運転車両側に備えられたマイク等の機器が送受信した情報ではないことに留意すること。なお、当該記録については、法令上その保存期間は定められていないものの、レベル4自動運行主任者がこれらの音声等を認知した上でその業務を行うことができているか否かを事後的に確認する必要があることから、適切な期間保存を行うよう指導すること。	
双方向コミュニケーションを行う環境(通話装置)	9	レベル4自動運行主任者がレベル4自動運転車両の車内にいる者(パスタ型のみ)及び車外にいる者との間で音声の送受信により通話をするための機器を有するものであること。	車内は乗客とのコミュニケーション、車外はその作業等支援者とのコミュニケーション用であるため、それぞれ別々に動作する必要がある。	
	10	音声の送受信を正常に行うことができないこととなった場合には、直ちに、レベル4自動運行主任者にその旨を通知するものであること。	音声の送受信を「正常に行うことができないこととなった場合」とは、これらの送受信が途切れた場合のほか、送受信に著しい遅延が認められた場合や、音声の明瞭さが低下した場合も含まれる。なお、当該正常な送受信についても、レベル4自動運行主任者が当該送受信に係る音声に基づき、同者が実施しなければならない措置を適切に行うことができる程度のものであることが必要であることから、どの程度の遅延等が発生した場合に通知されるのかを具体的に明示すること。	
	11	通話の内容並びに上記の通知に係る情報を記録するものであること。	当該要件により記録しなければならないのは、当該遠隔監視装置が送受信した情報であって、レベル4自動運転車両側に備えられたマイク等の機器が送受信した情報ではないことに留意すること。なお、当該記録については、法令上その保存期間は定められていないものの、レベル4自動運行主任者がこれらの音声等を認知した上でその業務を行うことができているか否かを事後的に確認する必要があることから、適切な期間保存を行うよう指導すること。	

1. 遠隔監視システムの機能要件

チェックリストへの記載案

	番号	チェックリスト内容	判定根拠(着眼点など)	備考
情報セキュリティ	12	サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)を確保するために必要な措置が講じられているものであること。	ウイルス対策ソフトをインストールしていること、使用するソフトウェアについて常に最新の状態に更新していること、外部からの不正なアクセスを遮断するためにファイアウォール等を導入していること、申請者が法人である場合には情報セキュリティポリシーを定めていること等を想定される。 ファイアウォールによって塞ぐポートやプロトコルの対象からは、映像・音声・通話で利用するものは除外する。	
緊急時の対応	13	遠隔監視装置の作動状態を監視する措置及び当該装置が正常に作動していないことを認めた場合に直ちに当該レベル4自動運行を終了させる措置が取られていること。	直ちにレベル4自動運行を終了させることができるものであるかを確認すること。 (例)レベル4自動運行を管理する場所のレベル4自動運行主任者が容易に操作し得る位置にレベル4自動運行を終了させるための装置が備えられている	
	14	レベル4自動運行が終了した場合において、当該レベル4自動運転車両の駐車方法が不適切と認められる場合に、現場措置業務実施者を派遣し、現場措置業務実施者が当該レベル4自動運転車両を運転することで駐車位置を調整する措置が取られていること。	緊急時の現場措置実施者への連絡手段が取られていることを確認すること。 なお、必ずしも遠隔監視装置に備え付けられていることを必須条件としないが、自動運行計画に実施体制やその連絡の手段方法等が記載されていること。	
	15	当該自動車を運転し、又は運転させることができないときに、当該自動車が停止しているものであることを表示させる措置が取られていること。	レベル4自動運行用自動車が停止しているものであることを表示する装置がレベル4自動運行用自動車の後面その他の後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に取り付けられており、レベル4自動運行を管理する場所に当該装置を作動させるための装置が備えられているか確認すること。	
車内・車外への音声・文字メッセージ(「自動運転中の表示」)	16	レベル4自動運行を行っているときは、当該レベル4自動運転車両の見やすい箇所にレベル4自動運行中である旨を表示するようになっていること。	当該レベル4自動運転車両から保持すべき車間距離を保った位置において、当該「自動運行中」の文字を容易に視認することができる程度のものであること。 当該表示は、レベル4自動運転車両の自動運行装置の作動状態と連動する必要があるため、常に一定の情報を表示するもの(例えば自動運行中である旨を示すステッカー等をレベル4自動運転車両に貼付するなど)は、当該表示に係る装置の要件を満たさないことに留意すること。	
通信環境(4G、5G)	17	遠隔監視に使用する通信が地上支援業務等に使用する無線通信及び航空交通管制情報処理システムに影響を与えないこと。		

2. 車両の安全性維持に関する要件

チェックリストへの記載案

	番号	チェックリスト内容	判定根拠(着眼点など)	備考
点検	1	車両法の規定に基づくレベル4自動運行用自動車の点検及び整備を徹底し、レベル4自動運行用自動車が保安基準に適合しないおそれがある場合には、レベル4自動運行を行わないこと。		
不具合時のセーフティ機能	2	レベル4に相当する自動運行装置は、当該自動運行装置を備えている自動車が整備不良車両に該当することとなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。	整備不良車両とは、交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両を指すものに限る。	
	3	レベル4に相当する自動運行装置は、当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。		

チェックリストへの記載案

	番号	チェックリスト内容	判定根拠(着眼点など)	備考
レベル4自動運行主任者の役割	1 (1-13と同内容)	遠隔監視装置の作動状態を監視する措置及び当該装置が正常に作動していないことを認めた場合に直ちに当該レベル4自動運行を終了させる措置が取られていること。	直ちに特定自動運行を終了させることができるものであるかを確認すること。 (例)レベル4自動運行を管理する場所のレベル4自動運行主任者が容易に操作し得る位置にレベル4自動運行を終了させるための装置が備えられている 車両側で走行安全を担保している場合は必要に応じて当該レベル4自動運行を終了させる措置を取ることも認める。	
	2	道路においてレベル4自動運行が終了した場合に、レベル4自動運行主任者が実施しなければならない措置及び講ずべき事由の有無を確認すること。	レベル4自動運行主任者は、 ○レベル4自動運行用自動車又はレベル4自動運行主任者に対して、空港管理者の禁止、制限又は命令等が行われているか否か ○レベル4自動運行用自動車に緊急自動車若しくは消防用車両が接近し、又はレベル4自動運行用自動車の付近に緊急自動車若しくは消防用車両があるか否か ○レベル4自動運行用自動車に違法駐車と認められるか否か ○レベル4自動運行用自動車に係る交通事故があるか否か ○レベル4自動運行用自動車車両が車両通行路若しくは航空機の運航の妨げになる場所にあるか否かを確認することが想定される	
レベル4自動運行主任者の役割	3	レベル4自動運行が終了した場合に、レベル4自動運行用自動車又はレベル4自動運行主任者に対して空港管理者等の禁止、制限又は命令等が行われているときに、レベル4自動運行用自動車を当該命令等に従って通行させる措置が取られていること。	例えばレベル4自動運行主任者又は同者の指示を受けたレベル4自動運行業務従事者が駆け付け特定自動運行用自動車を運転することにより当該措置を行うこととされている場合、当該駆け付け及び運転が円滑かつ速やかに行われるか(適当な駆け付け拠点において適当な体制がとられているか、マニュアル等が整っているか)を確認すること。	
	4	レベル4自動運行が終了した場合において、当該レベル4自動運行用自動車に緊急自動車等が接近しているとき等に、当該緊急自動車等の通行を妨げないようにする措置が取られていること。	例えばレベル4自動運行主任者の指示を受けたレベル4自動運行業務従事者が待機拠点から駆け付けてレベル4自動運行用自動車を運転することにより当該措置を行うこととされている場合、当該レベル4自動運行主任者とレベル4自動運行業務従事者との間において円滑に連絡がなされ、当該レベル4自動運行業務従事者の駆け付け及び運転が円滑かつ速やかに行われるか(適当な駆け付け拠点において適当な体制がとられているか、マニュアル等が整っているか)を確認すること。	

チェックリストへの記載案

	番号	チェックリスト内容	判定根拠(着眼点など)	備考
レベル4 自動運行 主任者の 役割	5 (1-14と同内容)	レベル4自動運行が終了した場合において、当該レベル4自動運転車両が退避不可場所に停車した場合に、現場措置業務実施者を派遣し、現場措置業務実施者が当該レベル4自動運転車両を運転することで駐車位置を調整する措置が取られていること。	緊急時の現場措置業務実施者への連絡手段が取られていることを確認すること。	
	6	交通事故があったときに、空港管理者に通報する措置及び事故後に交通事故発生日時等を報告する措置が取られていること	これを可能とするために、当該通報等を行うための電話機等がレベル4自動運行を管理する場所に備えられているかを確認する。 また、交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告できるようになっているかを確認する。	
レベル4 自動運行 主任者の 役割	7	交通事故があったときに、現場措置業務実施者を交通事故の現場に向かわせる措置が取られていること。	これを可能とするために、①現場措置業務実施者に連絡する方法を保持すること、②同現場措置業務実施者が速やかに当該交通事故の現場に駆け付けられるよう、適当な駆け付け拠点において適当な体制を整備され、またマニュアル等を整備されていること、を確認すること。 なお、当該駆け付けに要する時間については定めないが、現場措置業務実施者が交通事故の現場に到着し措置を行うまでの間、長時間にわたって当該交通事故による積載物や損壊物等が放置され、周囲の交通に支障を及ぼすことがないように、当該駆け付けのために待機する拠点からレベル4自動運行の経路上の任意の地点までの移動に要する時間を調査するなどにより、当該駆け付けに要する時間が相当なものであるかを確認すること。	
現場措置 実施者の 役割	8	交通事故の現場において道路における危険を防止する等必要な措置を実施する。 (例：交通事故に係る車両等が道路上に放置され、又は積載物や損壊物等が飛散しており、そのため道路における危険を生じさせるおそれがある場合において、速やかにこれを安全な場所に移動させる)	下記を確認する。 ●設備(現場措置業務実施者その他のレベル4自動運行業務従事者がレベル4自動運行を管理する場所等から交通事故の現場等に駆け付けるために必要となる自動車等の設備や、現場措置業務実施者等が待機するための建物等) ●実施体制(どれだけの人数の現場措置業務実施者等がどこに待機しているか等) ●実施要領(どのような方法でこれらの措置を行うか等)	
緊急停止 の表示	9 (1-15と同内容)	当該自動車を運転し、又は運転させることができないときに、当該自動車が停止しているものであることを表示させる措置が取られていること。	レベル4自動運行用自動車が停止しているものであることを表示する装置が特定自動運行用自動車の後面その他の後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に取り付けられており、特定自動運行を管理する場所に当該装置を作動させるための装置が備えられているか確認すること。	

チェックリストへの記載案

	番号	チェックリスト内容	判定根拠(着眼点など)	備考
緊急時の車両の移動	10	車両通行帯若しくは航空機の運航の妨げになる場所においてレベル4自動運行が終了した場合、当該自動車を運転し、又は運転させることができないときは、速やかに当該自動車を車両通行帯若しくは航空機の運航の妨げになる場所以外の場所に移動する。	(例)牽引車の手配を依頼する	
事前に退避場所又は退避不可の場所を設定	11	緊急車両を認識し退避が必要と判断した時点で速くに退避を行う。 またそのために事前に退避不可の場所を設定しておくこと。	○交差点で停止した場合、他車両の通行を妨げることにより渋滞が発生し、結果として緊急車両の走行を妨げる恐れがあること。 ○幅員の狭い箇所で停止した場合、緊急車両の走行を妨げる恐れがあることなどに留意する。	
緊急時の開錠操作	12	ランプバスにおいては、遠隔操作で施錠・緊急時開閉ができないことを想定し、少なくとも1名の施錠・緊急時開錠操作を行う者を自動運転車両(ランプバス)に乗車させる。		
	13	緊急時は上記保安要員がランプバスの開錠操作を行うとともに緊急時の案内を行う。	緊急時の開錠操作の判断はレベル4自動走行実施者の責任の下で行う。	
	14	開錠操作後、乗客を制限区域内に下車させた場合は乗客の誘導を行うとともに、速やかに空港管理者に連絡をする。	空港制限区域内においては安全及び保安上の配慮が必要な為	

4. 走行ルート・走行環境条件の設定

チェックリストへの記載案

	番号	チェックリスト内容	判定根拠(着眼点など)	備考
経路	1	計画にはレベル4自動運行の経路を記載すること	レベル4自動運行を行う経路を地図上に記載して示すこと。 レベル4自動運行を行う経路を特定し得る程度の記載が必要となるため、「〇〇から〇〇までの間」等の曖昧な記載とならないようにする。	
気象条件	2	計画にはレベル4自動運行を行うための前提となる気象の状況を記載すること	「周辺の交通状況等を検知できない強い雨や濃霧等の悪天候ではないこと」等のように記載すること。 どのような気象の状況下においてレベル4自動運行を行うか(又は行わないか)を特定し得る程度の記載が必要となるため、単に「悪天候でないこと」等の曖昧な記載とならないようにする。	
自動運行補助施設・道路構造	3	計画にはレベル4自動運行を行うための前提となる道路の構造を記載すること	道路に埋設された電磁誘導線等の自動運行補助施設(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第5号に規定するもの)、その他の特定の道路構造がレベル4自動運行の前提となっている場合には、当該道路構造について記載すること。	
ルート設定禁止区域の設定	4	車両使用承認証で定められた区域以外を走行ルートとして設定しないこと。またルート設定禁止区域を定めた上で、特別な事柄がない限り、ルート設定禁止区域に入らないようにルート設定をすること。	※ルート設定禁止区域: 空港管理者が設定した基準に従って、車両の進入が禁止される区域。	
ERA内での運転	5	ERA内では下記の運転方法を守ること。 a. ERAの位置と境界を特定すること b. 航空機がスタンドにいることを認識すること c. 航空機が駐機状態にあることを確認すること d. 決められた進入ポイントと脱出ポイントに従うこと e. ERA内の制限速度を超えないこと f. 航空機の翼の下で運転/駐車しないこと g. 航空機と平行に走行し、急旋回を避けること h. 燃料トラックの移動を妨げたり、避難経路を妨げたりしないこと i. 乗客の脱出経路を妨げないこと j. 消火設備や給油栓の緊急停止スイッチへの動線を妨がないこと		

5. レベル4自動運行業務従事者の配置基準

チェックリストへの記載案

	番号	チェックリスト内容	判定根拠(着眼点など)	備考
レベル4自動運行主任者及び現場措置業務実施者の指定	1	レベル4自動運行主任者及び現場措置業務実施者を書面の交付、腕章の貸与等により指定すること。		
	2	その旨を記録すること。		
レベル4自動運行主任者の要件	3	両眼の視力又は両耳の聴力を喪失した者でないこと。		
	4	レベル4自動運行を行うために必要な設備を適切に使用することができる者であること。	例えば、レベル4自動運行主任者が遠隔監視装置その他の設備を操作することが予定されている場合には、「上肢に不自由がないこと」等。	
	5	レベル4自動運行主任者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施する上で支障があると認められる者でないこと。	例えば、レベル4自動運行主任者がレベル4自動運行終了後のレベル4自動運行用自動車を運転することが予定されている場合には、「当該レベル4自動運行用自動車の種類及び目的に応じた運転許可を保有していること」等	
レベル4自動運行主任者の要件	6	メーカーやレベル4自動運行実施者による遠隔監視装置の訓練において、遠隔監視装置の操作その他実施すべき事項を遂行する能力があると評価を受けた者であること。		
	7	レベル4自動運行主任者はレベル4自動運行を実施する空港の運転許可を取得していること。また、事故発生時に一時対応として必要となる交通整理の技能や装備、対象車両を動かすことができる経験や資格を有すること。		
レベル4自動運行主任者の配置人数	8	【レベル4自動運行主任者が現場措置業務実施者を兼ねる場合】 複数台の車両を監視する場合は主任者等(レベル4自動運行従事者)を2人以上の必要人数を配置すること。	【レベル4自動運行主任者が現場措置業務実施者を兼ねない場合】 特段の配置人数基準は定めない。 レベル4自動運行従事者:レベル4自動運行主任者及び現場措置業務実施者の他、遠隔監視補助者等、レベル4自動運行実施者がレベル4自動運行に従事させる全ての者をいう。 ※レベル4自動運行業務において、具体的な配置人数、配置すべき者は、レベル4自動運行の業務状況等に応じて見直ししていく予定。	
現場措置業務実施者の要件	9	現場措置業務従事者はレベル4自動運行を実施する空港の運転許可を取得していること。また、事故発生時に一時対応として必要となる交通整理の技能や装備、対象車両を動かすことができる経験や資格を有すること。	故障車両を現場で運転する可能性があるため。また、周囲の交通状況に配慮した上で措置する必要があるため。	
緊急時の開錠操作を行う保安要員の配置	10 (3-12と同内容)	ランプバスにおいては、遠隔操作で施錠・緊急時開閉ができないことを想定し、施錠・緊急時開錠操作を行う者を自動運転車両(ランプバス)に乗車させる。		

チェックリストへの記載案

	番号	チェックリスト内容	判定根拠(着眼点など)	備考
教育内容	1	当該教育事項について十分な知識経験がある者が教育を行うこと。		
	2	レベル4自動運行に係る業務の適正な実施に必要な法令(※)に関する事項をその教育事項に含むこと。	※当該レベル4自動運行業務従事者が業務を行う上で遵守しなければならない法令	
	3	当該レベル4自動運行計画の内容をその教育事項に含むこと。 レベル4自動運行主任者に対する教育については、それに加えレベル4自動運行用自動車の自動運行装置の仕様に関することも含む。		
	4	当該レベル4自動運行計画においてレベル4自動運行業務従事者が実施することとされている措置を実施するための手順及びそのために必要な設備の使用方法に関することをその教育事項に含むこと。		
	5	前記のほか当該レベル4自動運行計画においてレベル4自動運行業務従事者がその業務を適正に実施するために必要な知識及び技能に関することをその教育事項に含むこと。		
	6	前記の教育を効果的に行うことができるだけの十分な時間及び頻度を確保すること。		

7. 遠隔監視業務に必要な要領の整備

チェックリストへの記載案

	番号	チェックリスト内容	判定根拠(着眼点など)	備考
要領の内容	1	<p>見通し不良箇所では、自動運転車両に装備されているカメラやセンサーのみでは他車両の検知が困難なため、</p> <p>【カメラ・センサー等の共通インフラがある場合】 共通インフラを利用して主任者によるサービスレーン付近・見通し不良箇所、プラスト危険箇所を走行する自動運転車両の遠隔操作を行うこと。</p> <p>【共通インフラがない場合】 見通し不良箇所を通過するルート設定をしないこと</p>	<p>用語の定義： 遠隔操作：車両に遠隔場所から、起動・停止などの指示を行う機能 遠隔操縦：遠隔場所から車両の運転（操舵・制動）を行う機能</p>	

9. 空港管理者と調整した運用ルールの遵守

チェックリストへの記載案

	番号	チェックリスト内容	判定根拠(着眼点など)	備考
記録内容	1	自動運転車両は道路運送車両の保安基準において定める作動状態記録装置を設置し記録すること。	<p>道路運送車両の保安基準において定められている記録内容は以下の通り。</p> <p>自動運行装置が起動した時刻 自動運行装置が以下に起因して作動を停止した時刻</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 運転者等が意図的に自動運行装置の作動を停止させた場合 ➢ 運転者等がかじ取装置の操作を行うことによりオーバーライドした場合 ➢ 運転者等がかじ取装置を把持した状態で加速装置を操作することによりオーバーライドした場合 ➢ 運転者等がかじ取装置を把持した状態で制動装置を操作することによりオーバーライドした場合 <p>自動運行装置により、以下の事由による引継ぎ要求が発せられた時刻</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 予め発生が想定される状況によるもの ➢ 予め発生が想定されていなかったが、引継ぎ要求が必要となった状況によるもの ➢ 運転者が引継ぎ要求に従って運転操作を行うことができない状態にあることによるもの ➢ 運転者が着座していないことが検出された場合又は運転者が座席ベルトを装着していないことによるもの ➢ 自動運行装置の故障によるもの ➢ 制動装置への入力によるシステムオーバーライドによるもの ➢ 加速装置への入力によるシステムオーバーライドによるもの ➢ 方向指示器の操作によるもの <p>自動運行装置が運転者等による操作に対する低減又は抑制を行った時刻 切迫した衝突の危険性がある場合に、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御を開始した時刻 切迫した衝突の危険性がある場合に、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御を終了した時刻</p> <p>事故情報計測・記録装置へのトリガー条件を満たした時刻 衝突を検知した時刻 自動運行装置を備える自動車がリスク最小化制御を開始した時刻 自動運行装置が深刻な故障のおそれのある状態となった時刻 自動運行装置を備える自動車が深刻な故障のおそれのある状態となった時刻 車線変更手順を開始した時刻 車線変更手順を終了した時刻 車線変更動作を中断した時刻 意図的な車線横断を開始した時刻 意図的な車線横断を終了した時刻</p>	